

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:朝日町(町長部局、教育委員会、議会事務局)

1. 全職員にかかる情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.80%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	59.30%
全職員	48.50%

2. 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における任期の定めのない常勤職員の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	106.7%
本庁課長補佐相当職	104.1%
本庁係長相当職	78.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	117.0%
31～35年	98.9%
26～30年	85.2%
21～25年	96.6%
16～20年	92.4%
11～15年	87.8%
6～10年	110.9%
1～5年	75.2%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」においては女性の勤続5年以下の区分に占める初任給の給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については会計年度任用職員の割合が高いことから相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。